平成２４年（フ）第２２９６号
札幌市西区山の手７条８丁目４番10号
債務者　工藤　繁毅
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塙　祐一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３３号
静岡県焼津市焼津５丁目10番33号　ラティスA101
債務者　矢沢　宏美
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　孝明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１１０号
山形市大字中桜田478番地２―108号　雇用促進住宅
債務者　杉　とも恵
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６３号
島根県出雲市大島町491番地
債務者　藤間　保夫
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第２６７号
函館市海岸町５番14号
債務者　辰間　勝彦
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２８６号
函館市杉並町21番４号
債務者　工藤　泰子（旧姓根森）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３０５号
函館市白鳥町17番18号
債務者　神　　美香
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第８１号
岐阜県大垣市荒尾町1820番地１　カサベルデ101
債務者　廣瀬　　渉
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１６２号
静岡県富士市厚原1229番地の21　ソレイユⅡ―202号、前住所静岡県富士市松岡1644番地の３
債務者　中島　昌子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２２７号
奈良県磯城郡川西町大字下永1272番地の３
下永７棟１号
債務者　吉中　　満
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２２８号
奈良県磯城郡川西町大字下永1272番地の３
下永７棟１号
債務者　吉中奈津代
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２６９号
奈良県北葛城郡上牧町服部台１丁目７番７号
債務者　岡田　八郎
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２７０号
奈良県北葛城郡上牧町服部台１丁目７番７号
債務者　岡田左官こと　岡田　　宏
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第６４２号
埼玉県坂戸市大字塚越875番地17
債務者　小峰　妙子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６５８号
埼玉県川越市郭町２丁目21番地７
債務者　榊原　法子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６６２号
埼玉県富士見市西みずほ台２丁目12番地10　パークヒルみずほ301
債務者　菊池　祐介
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６０５号
埼玉県狭山市入間川２丁目５番29号　日神パレス狭山304
債務者　佐藤　明彦
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部